

(証券コード 6677)  
2018年11月30日

株 主 各 位

京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町436番地の2

**株式会社 エスケーエレクトロニクス**

代表取締役社長 石 田 昌 徳

## 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年12月20日（木曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送お願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2018年12月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区堀川通五条下ル柿本町580番地  
京都 東急ホテル 2階 葵の間  
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項  
報告事項  
1. 第17期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに  
会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第17期（2017年10月1日から2018年9月30日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件  
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件  
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件  
第8号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

- 
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に従い、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sk-el.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした対象の一部であります。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sk-el.co.jp/>) に掲載させていただきます。

〔添付書類〕

# 事業報告

(2017年10月1日から2018年9月30日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過および成果

#### (1) 事業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府による景気対策や日銀の金融緩和政策により、雇用・所得環境の改善が見られ、緩やかな回復基調で推移したものの、米中の貿易戦争激化が懸念されるなど、依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するフラットパネルディスプレイ業界におきましては、台湾鴻海精密工業が中国広州に建設中の第10.5世代液晶パネル工場の量産開始を2019年秋から目指すとの報道がありました。有機EL市場では、日本のJOLEDが世界初の印刷方式による有機ELパネルの量産を目指すほか、SHARPが有機ELパネルを使用したスマートフォンの発売を発表するなど、国内でも有機EL開発の動きが見られました。中国では、天馬微電子が武漢でフレキシブル有機ELパネルの量産を開始し、韓国LGディスプレイが、広州政府からテレビ向け有機ELパネル工場の建設認可を受けました。加えて、折り畳み可能なフォルダブル有機ELディスプレイを搭載したスマートフォンの発売に向け、韓国・中国メーカーによる開発競争が加速する見通しです。パネル市況につきましては、年末商戦に向けたテレビ用液晶パネルの調達が本格化したことや、北米や中国市場でテレビ需要が回復傾向に転じたことにより、1年9ヵ月ぶりにテレビ用液晶パネル価格が上昇しました。フォトマスク市場につきましては、中国の第11世代用液晶パネル工場の稼働に向けた需要が発生しました。高精細用フォトマスクにつきましても、LTPS液晶パネルや有機ELパネルの開発に向けた需要が好調に推移しました。

その結果、当連結会計年度における当社グループの業績につきましては、売上高227億72百万円（前期比33.6%増）、営業利益43億95百万円（前期比147.1%増）、経常利益45億95百万円（前期比176.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益32億81百万円（前期比169.5%増）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は総額18億10百万円であり、その主なものは当社および連結子会社における大型フォトマスクの高精細化に係るものであります。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金につきましては、当社においては主に自己資金および銀行借入金により、連結子会社においては主に自己資金により賄っております。

#### (4) 対処すべき課題

フラットパネルディスプレイ業界の動向といたしましては、薄型テレビやスマートフォンなどの画面サイズの大型化や高精細化が進み、特にスマートフォンではこれまで主流であった液晶パネルから有機ELパネルの採用へとシフトしつつあります。これらの市場ニーズを受け、中国のパネルメーカーを中心に、第10.5世代の液晶パネル工場や第6世代の有機ELパネル工場への大規模な設備投資を行い、生産能力を拡大しております。

このような環境の中、当社グループでは次の4項目を経営課題として事業を推進してまいります。

##### ① 既存フォトマスク事業における収益力の向上

当社グループが属する大型フォトマスク業界では、第10世代以上用や、有機ELなどの高精細パネル用のフォトマスク需要の拡大が見込まれております。一方、これまで当社グループが独占的に供給してきた第10世代以上用のフォトマスクの製造に、新たに競合メーカーが参入いたします。当社グループでは、これまでフォトマスク業界のパイオニアとして培ってきた長年の実績や技術力、価格競争力などによる差別化はもとより、材料メーカーや装置メーカーといったサプライチェーンと強力にタッグを組み合わせながら、お客様のご要望を先取りした付加価値の高いフォトマスクの提案、より深いサービスの提供、さらなる短納期対応など、あらゆる側面から総合力で応えてまいります。

##### ② 新規事業立ち上げによる収益基盤の拡大

当社グループは、フォトマスク事業以外の新たな事業の柱の構築が目下の急務であると考え、現在事業化に向けて取り組んでおりますプリンテッドエレクトロニクス分野、RFID分野、ヘルスケア分野のほか、あらゆる可能性を含めた新規事業の開発に取り組んでまいります。

##### ③ 関連子会社によるグループ力の向上

台湾子会社のさらなる高精細化対応や、中国市場における事業活動の拡大など、当社グループとしての総合力の向上を目指してまいります。

##### ④ 持続的成長を支える経営基盤の強化

当社グループの今後の成長を促し、企業価値向上を図るため、ガバナンスの強化や人材育成を推し進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 財産および損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第 14 期 (2014年10月1日から 2015年9月30日まで)	第 15 期 (2015年10月1日から 2016年9月30日まで)	第 16 期 (2016年10月1日から 2017年9月30日まで)	第17期(当連結会計年度) (2017年10月1日から 2018年9月30日まで)
売 上 高	19,660,849	15,745,811	17,044,865	22,772,091
経 常 利 益	3,766,669	2,000,143	1,659,979	4,595,768
親会社株主に帰属 する当期純利益	2,156,556	1,785,558	1,217,787	3,281,841
1株当たり当期純利益	192円45銭	163円61銭	113円73銭	311円03銭
純 資 産	15,471,639	16,385,821	16,853,890	19,862,437
総 資 産	22,912,079	21,051,994	24,196,222	28,764,714

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。

## 3. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
頂正科技股份有限公司	980百万NT\$	88.40%	大型フォトマスクの製造・販売
SKE KOREA CO., LTD.	1,100百万KRW	100.00%	大型フォトマスクの販売
愛史科電子貿易(上海)有限公司	100百万円	100.00%	大型フォトマスク、その他電子製品の販売
株式会社清原光学	109百万円	87.14%	光学部品の設計・製作等、非接触測定器等の製造・販売、光学システムの企画・設計・製作

(注) 1. 新台湾ドルは、NT\$と表示しております。  
2. 韓国ウォンは、KRWと表示しております。

## 4. 主要な事業内容

当社グループは、当社のほか、連結子会社の頂正科技股份有限公司、SKE KOREA CO., LTD.、愛史科電子貿易(上海)有限公司および株式会社清原光学により構成されており、大型フォトマスクの設計・製造・販売等を主要な事業内容としております。

## 5. 主要な事業所

株式会社 エスケーエレクトロニクス	本 社	京都市上京区東堀川通り一条上ル堅富田町436番地の2
	東京営業所	東京都新宿区新宿1丁目26番6号 新宿加藤ビル3階
	京 都 工 場	京都府久世郡久御山町下津屋富ノ城62番地1
	滋 賀 工 場	滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘38番
頂正科技股份有限公司	本 社 工 場	台南科學工業園區台南市善化區環東路2段45號
	台 北 支 社	台北市中山區中山北路二段96號N517室 (嘉新第二大樓)
SKE KOREA CO.,LTD.	本 社	忠清南道天安市西北区東西大路129-12番地5階505号
愛史科電子貿易(上海)有限公司	本 社	上海市長寧区仙霞路369号 現代広場1号楼2703号室
株 式 会 社 清 原 光 学	本 社	東京都板橋区舟渡3-28-10

## 6. 従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
345名	9名増	41.3歳	9.9年

(注) 従業員数には、臨時従業員111名(期中平均雇用人員)は含んでおりません。

## 7. 主要な借入先の状況

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 京 都 銀 行	441,000
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	199,500
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	178,500
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	105,000
株 式 会 社 り そ な 銀 行	94,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	31,500

## 8. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II 株式に関する事項

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 32,760,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 11,368,400株 |
| 3. 株主数      | 3,892名      |
| 4. 大株主      |             |

株 主 名	持 株 数 (株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,093,500	10.37
株 式 会 社 写 真 化 学	883,200	8.38
株 式 会 社 ニ コ ン	568,400	5.39
株 式 会 社 京 都 銀 行	356,200	3.38
株式会社SCREENホールディングス	315,000	2.99
石 田 昌 徳	308,500	2.92
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	307,900	2.92
石 田 敬 輔	300,200	2.84
株 式 会 社 石 田 産 業	277,400	2.63
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	251,200	2.38
株 式 会 社 り そ な 銀 行	251,200	2.38

(注) 当社は、自己株式833,716株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および資本効率の向上を通じて株主利益の向上を図るため、会社法第165条第2項および当社定款第9条の定めにより、2017年11月13日の当社取締役会決議に基づき、2017年11月14日、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により、140,000株の自己株式を総額169,260千円で取得いたしました。

## III 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	石 田 昌 徳	SKE KOREA CO., LTD. 代表理事 愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長
取締役相談役	石 田 敬 輔	株式会社写真化学代表取締役会長兼社長 株式会社堀場製作所社外監査役
取 締 役	前 野 隆 一	株式会社清原光学代表取締役社長
取 締 役	塩 尻 和 也	事業開発室担当 品質保証部担当 知財グループ担当
取 締 役	上 野 篤 雄	フォトマスク事業本部担当 フォトマスク事業本部長 頂正科技股份有限公司董事長
取 締 役	向 田 泰 久	経営戦略室担当
取 締 役	麓 泰 紀	管理本部担当 管理本部長
取 締 役	堀 修 史	司法書士 梅小路司法書士事務所所長
監 査 役（常勤）	古 田 一 臣	
監 査 役	榮 川 和 広	弁護士 榮和法律事務所所長 象印マホービン株式会社社外監査役
監 査 役	中 野 雄 介	公認会計士 中野公認会計士事務所所長 清友監査法人代表社員 株式会社フジックス社外監査役 NISSHA株式会社社外監査役 ワタベウェディング株式会社社外監査役

- (注) 1. 堀修史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 榮川和広および中野雄介の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、東京証券取引所に対し、堀修史、榮川和広および中野雄介の各氏を独立役員として届け出ております。
4. 監査役中野雄介氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。



5. 2017年12月22日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、藤原英博氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
6. 2017年12月22日開催の第16期定時株主総会において、取締役には麓泰紀氏が選任され、就任いたしました。
7. 当事業年度中に、以下のとおり取締役の担当に異動がありました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
向田泰久	管理本部担当	経営戦略室担当	2017年12月22日

8. 当事業年度末日後に、以下のとおり取締役の担当に異動がありました。

氏名	変更前	変更後	異動年月日
塩尻和也	事業開発室担当 品質保証部担当 知財グループ担当	事業開発室担当	2018年10月1日

## 2. 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (内社外取締役)	9名 (1名)	173,202千円 (4,800千円)
監査役 (内社外監査役)	3名 (2名)	21,240千円 (7,200千円)
合計	12名	194,442千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役および監査役の報酬限度額は、第9期定時株主総会（2010年12月17日開催）において決議を受けた以下の金額であります。
- |     |    |             |
|-----|----|-------------|
| 取締役 | 年額 | 180,000千円以内 |
| 監査役 | 年額 | 36,000千円以内  |

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 他の法人等との重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役	堀 修 史	梅小路司法書士事務所所長	当社と同事務所との間に登記実務委託等の取引がありますが、その取引高は僅少であります。
監 査 役	榮 川 和 広	榮和法律事務所所長	特別の関係はありません。
		象印マホービン株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
監 査 役	中 野 雄 介	中野公認会計士事務所所長	特別の関係はありません。
		清友監査法人代表社員	特別の関係はありません。
		株式会社フジックス 社外監査役	特別の関係はありません。
		NISSHA株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。
		ワタベウェディング株式会社 社外監査役	特別の関係はありません。

#### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

#### (3) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	堀 修 史	当事業年度開催の取締役会13回すべてに出席し、司法書士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	榮 川 和 広	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち12回に出席し、弁護士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。
監 査 役	中 野 雄 介	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、また、監査役会13回のうち11回に出席し、公認会計士としての専門的見地からの発言を適宜行っております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および各社外監査役ともに、法令に定める最低責任限度額としております。

#### (5) 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

### V 会計監査人に関する事項

#### 1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社の公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	22,800千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,800千円

- (注) 1. 上記報酬等の額は、会社法に基づく監査および金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区別することができないため、その合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人に対する上記報酬等の額について、会計監査人の監査計画、前事業年度における職務の遂行状況、見積り額の妥当性等を考慮した結果、相当と判断し、同意いたしております。
3. 当社の連結子会社である頂正科技股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

#### 3. 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

#### 4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### 5. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的事項とすることといたします。

#### 6. 連結子会社の会計監査人に関する事項

頂正科技股份有限公司の会計監査人 勤業衆信聯合会計事務所

## VI 会社の体制および方針

### 1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

#### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制および内部統制の充実・強化を図るため、コンプライアンス委員会やコンプライアンス推進グループを設置するなど、組織体制の整備を行っております。また、「エスケーエレクトロニクス行動規範」や公益通報者保護法に基づく「内部通報保護規定」を制定するなど、取締役および社員が法令や定款、社内の諸規定等を遵守するための体制を整備しております。

これらの体制に基づく業務執行の状況を確認するため、監査役および監査室内部監査グループは、当社が定める「監査役会規則」および「内部監査規定」に基づき、業務執行の適法性や妥当性、効率性を監査しております。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規定」および「機密情報管理規定」を制定し、これらの規定に基づき取締役会議事録、稟議書、その他重要な取締役の職務執行に係る情報を適正に保存および管理しております。なお、取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規定」を制定し、経営危機の現実化を未然に防止するため、リスク管理委員会において、リスクの所在・種類等を把握し、組織横断的な管理体制を推進しております。また、経営危機発生時においては、同規定に基づき対応を行います。

なお、経営危機管理の一環として、当社事業所が所在する各地域で突発的な重大災害事故等が発生した場合に備え、事業継続のための「事業継続計画（BCP）」を策定し、緊急時の体制を整備しております。

また、対外的なリスクに関しては、顧問弁護士等と十分相談のうえ対応しております。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

「経営理念」に基づき、全社的な目標として中長期計画を策定し、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標を定め、かつ社員一人ひとりの業務目標の管理を行うことで、効率的な業務運営の実施を図っております。また、毎月の取締役会において、業績の報告を行い、目標管理を行っております。

職務の執行に関しては、「職務分掌規定」や「職務権限規定」を制定し、これらの社内規定に基づき、適時的確な意思決定を図っております。特に全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議にて審議し、多面的な検討を行い、慎重に判断する体制をとっております。

**(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、「関係会社管理規定」を制定し、同規定に基づき、関係会社の自主性を尊重しつつも、当該関係会社が重要事項の決定を行う際には、当社の承認、協議、報告を要することとしております。

また、関係会社の主要ポストには、当社の取締役や社員を派遣し、適宜、当社取締役会等に対する経営状況の報告を求めるほか、定期的に当社監査役および監査室内部監査グループによる関係会社の監査を実施し、企業集団における業務の適正化を図っております。

**(6) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役および社員は、監査役会に対して法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす重要事項、内部監査の実施状況、「内部通報保護規定」による内部通報の状況およびその内容を報告するものとしております。

また、監査役会による各取締役および重要な社員への個別ヒアリングの機会を随時設けるとともに、代表取締役社長、監査法人それぞれとの間で、定期的に意見交換会を開催する体制をとっております。

- ② 取締役および社員ならびに「関係会社管理規定」に定める関係会社の取締役等および社員は、当社および関係会社の業務または業績に影響を与える事項、法令違反その他コンプライアンス上の問題で、当社および関係会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したとき、またはこれらの者から報告を受けた者は報告を受けたとき、当社の監査役会に速やかに報告します。

当社または関係会社は、これらの報告をした者に対してこれを理由とする不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社取締役および社員ならびに関係会社取締役等および社員に周知徹底いたします。

- ③ 監査役会を補助すべき体制については、監査役会からの要請があり次第、監査役の指示に従って職務を実施し、その職務について取締役の指揮命令を受けないスタッフを配することとしております。さらに、当該スタッフに対し、就業規則に基づく懲戒を行う場合には、予め監査役の同意を要することとします。
- ④ 監査役が正当な職務執行のため当社に対し費用の前払、償還、もしくは債務の処理を請求した場合、「経理規定」に基づき公正かつ適正にこれら进行处理いたします。

**(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制整備**

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切関係を持たず、反社会的勢力および団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業・団体・個人とはいかなる取引も行わない方針を堅持しております。

また、反社会的勢力に対する対応は、管理本部が統括し、弁護士、所轄警察署や関連団体との連携を図り、社内体制の整備強化を推進しております。

## 2. 当事業年度における運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役および使用人の職務執行について

当事業年度においては、13回の取締役会を開催し、経営方針、経営戦略に係る重要事項の決定、各取締役の職務執行状況についてのモニタリングを行いました。

具体的には、経営計画、重要な設備投資、各事業部門の業績検証、資本効率に関する検証等を行っております。

また、当事業年度においてコンプライアンス委員会を2回開催し、当社のコンプライアンスを推進するうえでの課題の把握とその改善を行っております。当該委員会の議論に基づき、本年7月にはハラスメントに関する研修会を、また8月から9月にかけてはインサイダー取引防止および反社会的勢力への対応に関する研修会を、それぞれ全社員を対象として実施しております。

### (2) 損失の危機の管理について

当事業年度においては、リスク管理委員会を毎月開催し、事業運営上のリスクの洗い出しやその防止策の検討を行っております。とりわけ、事業継続計画（BCP）と情報セキュリティ対策に重きを置き、災害発生時における社内の連携体制の確認訓練や、全社員を対象とした機密情報管理に関する研修会を実施しております。

### (3) 関係会社管理について

当社グループは現在、当社および4社の子会社により構成されておりますが、毎月開催する取締役会および経営会議において、当該子会社より業績その他の業務執行状況について報告を受けるとともに、「関係会社管理規定」に基づき、経営戦略、重要な設備投資に係る事項について決定を行っております。

### (4) 監査役の職務の執行について

当事業年度における監査役は、取締役会への出席、毎月開催する経営会議への常勤監査役の出席のほか、内部監査部門との連携による内部統制の有効性に関する検証、会計監査人との連携による財務会計の適切性の検証を行い、取締役の職務が法令および定款に適合していることの確認を行っております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額および株数は、表示の数値未満を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>17,328,275</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,095,023</b>
現金及び預金	7,214,123	支払手形及び買掛金	4,213,194
受取手形及び売掛金	7,236,815	1年内返済予定の長期借入金	300,000
商品及び製品	52,478	未払法人税等	1,076,108
仕掛品	402,226	役員賞与引当金	85,000
原材料及び貯蔵品	1,714,420	その他	2,420,721
繰延税金資産	290,597	<b>固定負債</b>	<b>807,253</b>
その他	420,912	長期借入金	750,000
貸倒引当金	△3,299	繰延税金負債	7,917
<b>固定資産</b>	<b>11,436,439</b>	その他	49,336
<b>有形固定資産</b>	<b>10,586,184</b>	<b>負債合計</b>	<b>8,902,277</b>
建物及び構築物	3,394,212	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置及び運搬具	4,431,685	<b>株主資本</b>	<b>18,637,913</b>
土地	1,667,702	資本金	4,109,722
建設仮勘定	952,032	資本剰余金	4,051,600
その他	140,552	利益剰余金	11,277,069
<b>無形固定資産</b>	<b>349,196</b>	自己株式	△800,478
ソフトウェア	348,600	その他の包括利益累計額	701,162
その他	596	その他有価証券評価差額金	186,557
<b>投資その他の資産</b>	<b>501,057</b>	為替換算調整勘定	514,604
投資有価証券	340,316	非支配株主持分	523,361
長期貸付金	6,000	<b>純資産合計</b>	<b>19,862,437</b>
繰延税金資産	9,227	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>28,764,714</b>
その他	145,614		
貸倒引当金	△100		
<b>資産合計</b>	<b>28,764,714</b>		

# 連結損益計算書

(2017年10月1日から2018年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		22,772,091
売 上 原 価		15,761,750
売 上 総 利 益		7,010,341
販売費及び一般管理費		2,614,689
営 業 利 益		4,395,651
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,997	
不 動 産 賃 貸 料	19,993	
補 助 金 収 入	61,600	
為 替 差 益	93,900	
そ の 他	38,943	222,434
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,269	
不 動 産 賃 貸 原 価	11,365	
そ の 他	2,682	22,317
経 常 利 益		4,595,768
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	100,000	100,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,539	2,539
税金等調整前当期純利益		4,693,229
法人税、住民税及び事業税	1,383,908	
法人税等調整額	△54,695	1,329,212
当 期 純 利 益		3,364,016
非支配株主に帰属する当期純利益		82,175
親会社株主に帰属する当期純利益		3,281,841



## 連結株主資本等変動計算書

(2017年10月1日から2018年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2017年10月1日残高	4,109,722	4,051,600	8,155,349	△631,099	15,685,572
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△160,121		△160,121
親会社株主に帰属する当期純利益			3,281,841		3,281,841
自己株式の取得				△169,378	△169,378
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	3,121,720	△169,378	2,952,341
2018年9月30日残高	4,109,722	4,051,600	11,277,069	△800,478	18,637,913

	その他の包括利益累計額			非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計		
2017年10月1日残高	211,331	509,628	720,959	447,359	16,853,890
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△160,121
親会社株主に帰属する当期純利益					3,281,841
自己株式の取得					△169,378
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△24,773	4,976	△19,796	76,002	56,205
連結会計年度中の変動額合計	△24,773	4,976	△19,796	76,002	3,008,546
2018年9月30日残高	186,557	514,604	701,162	523,361	19,862,437

# 貸借対照表

(2018年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>12,382,151</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,501,289</b>
現金及び預金	4,191,199	支払手形	2,387,312
受取手形	271,663	買掛金	1,777,470
売掛金	5,872,737	1年内返済予定の長期借入金	300,000
商品及び製品	7,239	未払金	327,336
仕掛品	328,682	未払費用	647,969
原材料及び貯蔵品	1,089,869	未払法人税等	841,082
前払費用	53,219	預り金	75,234
繰延税金資産	313,759	役員賞与引当金	85,000
その他	257,679	その他	1,059,885
貸倒引当金	△3,900	<b>固定負債</b>	<b>800,149</b>
<b>固定資産</b>	<b>11,460,853</b>	長期借入金	750,000
<b>有形固定資産</b>	<b>6,844,113</b>	繰延税金負債	7,917
建物	2,861,601	その他	42,232
構築物	34,546	<b>負債合計</b>	<b>8,301,439</b>
機械及び装置	2,156,803	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	101,894	<b>株主資本</b>	<b>15,355,007</b>
土地	1,667,702	資本金	4,109,722
建設仮勘定	21,564	資本剰余金	4,335,413
<b>無形固定資産</b>	<b>334,555</b>	資本準備金	4,335,413
ソフトウェア	334,555	利益剰余金	7,710,349
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,282,184</b>	利益準備金	21,500
投資有価証券	340,316	その他利益剰余金	7,688,849
関係会社株式	3,687,589	別途積立金	5,000,000
関係会社出資金	100,000	繰越利益剰余金	2,688,849
長期貸付金	474,400	<b>自己株式</b>	<b>△800,478</b>
その他	46,535	評価・換算差額等	186,557
貸倒引当金	△366,656	その他有価証券評価差額金	186,557
<b>資産合計</b>	<b>23,843,004</b>	<b>純資産合計</b>	<b>15,541,565</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,843,004</b>

# 損 益 計 算 書

(2017年10月1日から2018年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		17,914,186
売 上 原 価		12,820,617
売 上 総 利 益		5,093,568
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,258,222
営 業 利 益		2,835,346
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	6,377	
受 取 配 当 金	96,833	
不 動 産 賃 貸 料	19,993	
技 術 指 導 料	89,218	
補 助 金 収 入	61,600	
そ の 他	11,673	285,696
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7,926	
不 動 産 賃 貸 原 価	11,365	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	41,289	
そ の 他	7,570	68,152
経 常 利 益		3,052,890
特 別 利 益		
補 助 金 収 入	100,000	100,000
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	2,242	2,242
税 引 前 当 期 純 利 益		3,150,648
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,043,789	
法 人 税 等 調 整 額	△82,632	961,157
当 期 純 利 益		2,189,491

# 株主資本等変動計算書

(2017年10月1日から2018年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益剰余金		
2017年10月1日残高	4,109,722	4,335,413	4,335,413	21,500	4,400,000	1,259,479	5,680,979
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△160,121	△160,121
別途積立金の積立					600,000	△600,000	—
当 期 純 利 益						2,189,491	2,189,491
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	600,000	1,429,370	2,029,370
2018年9月30日残高	4,109,722	4,335,413	4,335,413	21,500	5,000,000	2,688,849	7,710,349

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2017年10月1日残高	△631,099	13,495,015	211,331	211,331	13,706,347
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△160,121			△160,121
別途積立金の積立		—			—
当 期 純 利 益		2,189,491			2,189,491
自己株式の取得	△169,378	△169,378			△169,378
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△24,773	△24,773	△24,773
事業年度中の変動額合計	△169,378	1,859,991	△24,773	△24,773	1,835,218
2018年9月30日残高	△800,478	15,355,007	186,557	186,557	15,541,565

**独立監査人の監査報告書**

2018年11月 9 日

株式会社エスケーエレクトロニクス  
取締役会 御 中

**有限責任 あずさ監査法人**

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 駿 河 一 郎 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エスケーエレクトロニクスの2017年10月1日から2018年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

**連結計算書類に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エスケーエレクトロニクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2018年11月 9日

株式会社エスケーエレクトロニクス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中 島 久 木 ⑩  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 駿 河 一 郎 ⑩  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エスケーエレクトロニクスの2017年10月1日から2018年9月30日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年10月1日から2018年9月30日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、CSR推進室内部統制グループ、内部監査グループその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、往査を通じて、子会社の取締役と意思疎通及び現地監査法人との情報の交換を図りました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

##### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年11月12日

株式会社 エスケーエレクトロニクス 監査役会

常 勤 監 査 役 古 田 一 臣 ⑧

監 査 役 (社外監査役) 榮 川 和 広 ⑧

監 査 役 (社外監査役) 中 野 雄 介 ⑧

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけ、経営基盤の充実・強化を図りながら、積極的な事業展開を推進し、業績の向上に努める所存であります。配当につきましては、業績の変化を反映させつつ、株主の皆様に対する継続的な配当の実施を基本に、将来の事業展開に備えるための内部留保の充実、業績の進展への見通し等を総合的に勘案して、株主の皆様のご期待にお応えしていきたいと考えております。

つきましては、当期の期末配当およびその他の剰余金の処分は、次のとおりといたしたいと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき17円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は179,089,628円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年12月25日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### (1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金	2,000,000,000円
-------	----------------

#### (2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金	2,000,000,000円
---------	----------------



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 ～ 第18条</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社に取締役<u>10名</u>以内を置く。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 ～ 第3条</p> <p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 ～ 第18条</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第19条 当社に取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) <u>10名</u>以内、<u>監査等委員である取締役</u> <u>5名</u>以内を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(選任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会) 第23条 (条文省略)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. (条文省略)</p>	<p>(選任) 第20条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うものとし、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(任期) 第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。</u></p> <p>(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力) 第22条 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会) 第24条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</p> <p>4. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(報酬等) 第24条 取締役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第26条 当会社に監査役4名以内を置く。</p> <p>(選任) 第27条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期) 第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力) 第29条 補欠監査役の予選の効力は、当該選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(報酬等) 第26条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削除) (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会)  <u>第31条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)  <u>第32条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(監査役との責任限定契約)  <u>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p> <p>(新設)  (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第34条  ～  第36条  (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第5章 監査等委員会  (常勤監査等委員)  <u>第28条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤監査等委員若干名を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会)  <u>第29条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第30条  ～  第32条  (現行どおり)</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	いしだ まさのり 石田昌徳 (1969年9月10日)	1992年4月 大日本スクリーン製造株式会社（現株式会社SCREENホールディングス）入社 1997年7月 株式会社写真化学入社 2000年6月 同社取締役 2001年10月 当社取締役 2002年5月 頂正科技股份有限公司董事長 2003年10月 当社常務取締役 2005年11月 SKE KOREA CO., LTD. 代表理事（現任） 2008年10月 当社専務取締役 2010年9月 愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長 2011年10月 当社代表取締役社長（現任） 2013年1月 愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長（現任）  〔重要な兼職の状況〕 SKE KOREA CO., LTD. 代表理事 愛史科電子貿易（上海）有限公司董事長	308,500株
2	いしだ けいすけ 石田敬輔 (1945年12月23日)	1967年2月 石田旭山印刷株式会社（現株式会社写真化学）取締役 1975年4月 DS. AMERICA INC. 副社長 1978年6月 株式会社写真化学代表取締役社長 1996年4月 同社代表取締役会長 2000年4月 同社代表取締役会長兼社長（現任） 2001年10月 当社取締役会長 2005年6月 株式会社堀場製作所社外監査役（現任） 2016年10月 当社取締役相談役（現任）  〔重要な兼職の状況〕 株式会社写真化学代表取締役会長兼社長 株式会社堀場製作所社外監査役	300,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	しお じり かず や 塩 尻 和 也 (1959年4月12日)	1992年6月 株式会社写真化学入社 2007年10月 当社生産本部長 2008年10月 当社執行役員 2010年4月 当社執行役員営業本部長 2011年12月 当社取締役 2014年10月 当社取締役技術開発本部担当技術開発本部長兼品質保証部担当 2016年10月 当社取締役事業開発室担当兼開発部担当兼品質保証部担当兼知財グループ担当 2017年10月 当社取締役事業開発室担当兼品質保証部担当兼知財グループ担当 2018年10月 当社取締役事業開発室担当 (現任)	4,400株
4	うえ の とく お 上 野 篤 雄 (1961年12月20日)	1987年4月 株式会社写真化学入社 2007年10月 当社営業本部長 2008年10月 当社執行役員 2010年4月 頂正科技股份有限公司総経理 2013年11月 同社董事長 (現任) 2013年12月 当社取締役フォトマスク事業本部担当 フォトマスク事業本部長 (現任)  〔重要な兼職の状況〕 頂正科技股份有限公司董事長	6,800株
5	むかい だ やす ひさ 向 田 泰 久 (1962年5月22日)	1986年4月 日本生命保険相互会社入社 2006年3月 同社福井支社支社長 2009年3月 同社東京西支社支社長 2011年3月 同社本店法人営業第一部法人営業部長 2014年4月 当社顧問 2014年10月 当社執行役員 2015年10月 当社執行役員管理本部長 2015年12月 当社取締役管理本部担当管理本部長 2017年10月 当社取締役管理本部担当 2017年12月 当社取締役経営戦略室担当 (現任)	1,800株
6	ふもと やす き 麓 泰 紀 (1959年5月4日)	1982年4月 株式会社京都銀行入行 2003年2月 同行東長岡支店長 2004年7月 同行門真支店長 2007年4月 同行橿原支店長 2009年2月 同行京都駅前支店長 2011年4月 同行宇治支店長 2013年6月 同行営業統轄部統轄エリア長 (業務役) 2014年4月 同行営業統轄部理事統轄エリア長 2015年2月 同行福知山支店理事支店長 2017年5月 当社顧問 2017年10月 当社管理本部長 2017年12月 当社取締役管理本部担当管理本部長 (現任)	100株

- (注) 1. 石田昌徳氏は、当社連結子会社であるSKE KOREA CO., LTD. の代表理事および同じく当社連結子会社である愛史科電子貿易（上海）有限公司の董事長を兼任しており、当社は各社と製品販売等の取引があります。
2. 石田敬輔氏は、株式会社写真化学の代表取締役会長兼社長を兼任しており、当社は同社と印刷物製造委託等の取引があります。
3. 上野篤雄氏は、当社連結子会社である頂正科技股份有限公司の董事長を兼任しており、当社は同社と材料販売および製品仕入等の取引があります。
4. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力が生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ まえのりゅういち 前野 隆一 (1959年9月19日)	1983年10月 株式会社写真化学入社 2007年10月 頂正科技股份有限公司総経理 2008年10月 当社執行役員 2009年11月 頂正科技股份有限公司董事長 2010年4月 当社執行役員生産本部長 2011年12月 当社取締役 2013年11月 当社取締役事業開発室担当事業開発室長 2015年7月 株式会社清原光学代表取締役社長（現任） 2015年10月 当社取締役事業開発室担当 2016年10月 当社取締役（現任）	3,300株
2	※ ほり しゅうし 堀 修史 (1959年12月21日)	1996年1月 京都司法書士会登録 1996年1月 堀司法書士事務所開業 2002年4月 堀司法書士合同事務所（現梅小路司法書士事務所）所長（現任） 2004年4月 LEC東京リーガルマインド大学（現LEC東京リーガルマインド大学院大学）教員 2005年6月 株式会社写真化学監査役（現任） 2006年12月 当社監査役 2014年12月 当社取締役（現任）  〔重要な兼職の状況〕 梅小路司法書士事務所所長	10,500株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	※ えがわ かずひろ 榮川 和 広 (1955年11月1日)	1997年4月 大阪弁護士会登録 2000年2月 象印マホービン株式会社社外監査役(現任) 2000年10月 中塚・榮川法律事務所開業 2003年8月 榮和法律事務所所長(現任) 2006年12月 当社監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 榮和法律事務所所長 象印マホービン株式会社社外監査役	5,300株
4	※ なかの ゆうすけ 中野 雄 介 (1969年5月15日)	2002年4月 公認会計士登録 2005年7月 清友監査法人代表社員(現任) 2006年4月 立命館大学専門職大学院経営管理研究科 客員准教授 2010年1月 中野公認会計士事務所所長(現任) 2011年6月 株式会社フジックス社外監査役(現任) 2014年12月 当社監査役(現任) 2015年6月 日本写真印刷株式会社(現NISSHA株式会 社)社外監査役(現任) 2016年6月 ワタベウェディング株式会社社外監査役 (現任) 〔重要な兼職の状況〕 中野公認会計士事務所所長 清友監査法人代表社員 株式会社フジックス社外監査役 NISSHA株式会社社外監査役 ワタベウェディング株式会社社外監査役	700株

- (注) 1. 前野隆一氏は、本招集ご通知発送日時点において、当社連結子会社である株式会社清原光学の代表取締役社長に就任しており、当社は同社に対し資金の貸付けを行っておりますが、同氏は2018年12月4日をもって同職を退任予定であることから、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
2. 堀修史氏は、梅小路司法書士事務所の所長であり、当社は同事務所と登記実務委託等の取引があります。
3. その他の各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 堀修史、榮川和広および中野雄介の各氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行することができると当社が判断した理由
- (1) 堀修史氏は、司法書士としての専門的知識ならびに経験を有しており、また、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験を持つことから、その知識・経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 榮川和広氏は、弁護士としての専門的知識ならびに経験を有しており、また、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験を持つことから、その知識・経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
- (3) 中野雄介氏は、公認会計士としての専門的知識ならびに経験を有しており、また、当社の社外監査役として適切に監査いただいた経験を持つことから、その知識・経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。



6. 堀修史氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本總會終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、堀修史氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案における同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、榮川和広および中野雄介の両氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案における両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との当該契約を改めて締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
9. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。

#### 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
ささき しんいちろう 佐々木 真一郎 (1971年5月28日)	2005年12月 京都弁護士会登録 2005年12月 益川総合法律事務所入所 2012年4月 日東化成株式会社社外監査役（現任） 2012年6月 佐々木総合法律事務所所長（現任） 2016年12月 株式会社エヌユーエス社外監査役（現任） 〔重要な兼職の状況〕 佐々木総合法律事務所所長 日東化成株式会社社外監査役 株式会社エヌユーエス社外監査役	0株

- (注) 1. 佐々木真一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐々木真一郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 佐々木真一郎氏は、弁護士としての専門的知識ならびに経験を有しており、その知識・経験を当社経営に活かし、当社取締役会の意思決定における適正性を確保するとともに、当社の監査・監督体制の充実に貢献いただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 佐々木真一郎氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める額といたします。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2010年12月17日開催の第9期定時株主総会において、年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じであります。）の報酬等の額を年額300,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は8名（内、社外取締役は1名）であります。第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は6名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第8号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」および「賞与」で構成されておりますが、本議案は、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。以下も同様であります。）を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第6号議案においてご承認をお願いしております、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の限度額（年額300,000千円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本定時株主総会の翌日から2023年12月に開催する株主総会までの約5年の間（以下、当該約5年間に係る期間を「対象期間」といいます。）に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者となる取締役	当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）
②	当初信託期間	約5年間
③	対象期間において、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金210百万円

④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の取締役が付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり34,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の取締役に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、上記(1)②の当初信託期間中に、合計金210百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

(注) 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、信託期間の満了時（以下の手続により、信託期間を延長し本制度を継続した場合には、延長後の信託期間の満了時とします。）において、当社の取締役会の決定により、対象期間を約5年以内の期間を定めて都度延長するとともに信託期間を5年以内の期間を定めて都度延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）本制度を継続することがあります。この場合、当社は、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、延長した信託期間の年数に金42百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出します。また、この場合には、延長された信託期間内に下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間の延長により本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役へ交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規定に基づき、各取締役に  
対し、信託期間中の株式交付規定に定めるポイント付与日において、  
役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業  
年度あたり34,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手  
続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式につ  
いて、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うこ  
とが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比  
率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任  
時において、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行  
われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等  
の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金した  
うえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本  
信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、  
本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で  
交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立し  
た信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。か  
かる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使につ  
いて、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得  
代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

(参考)

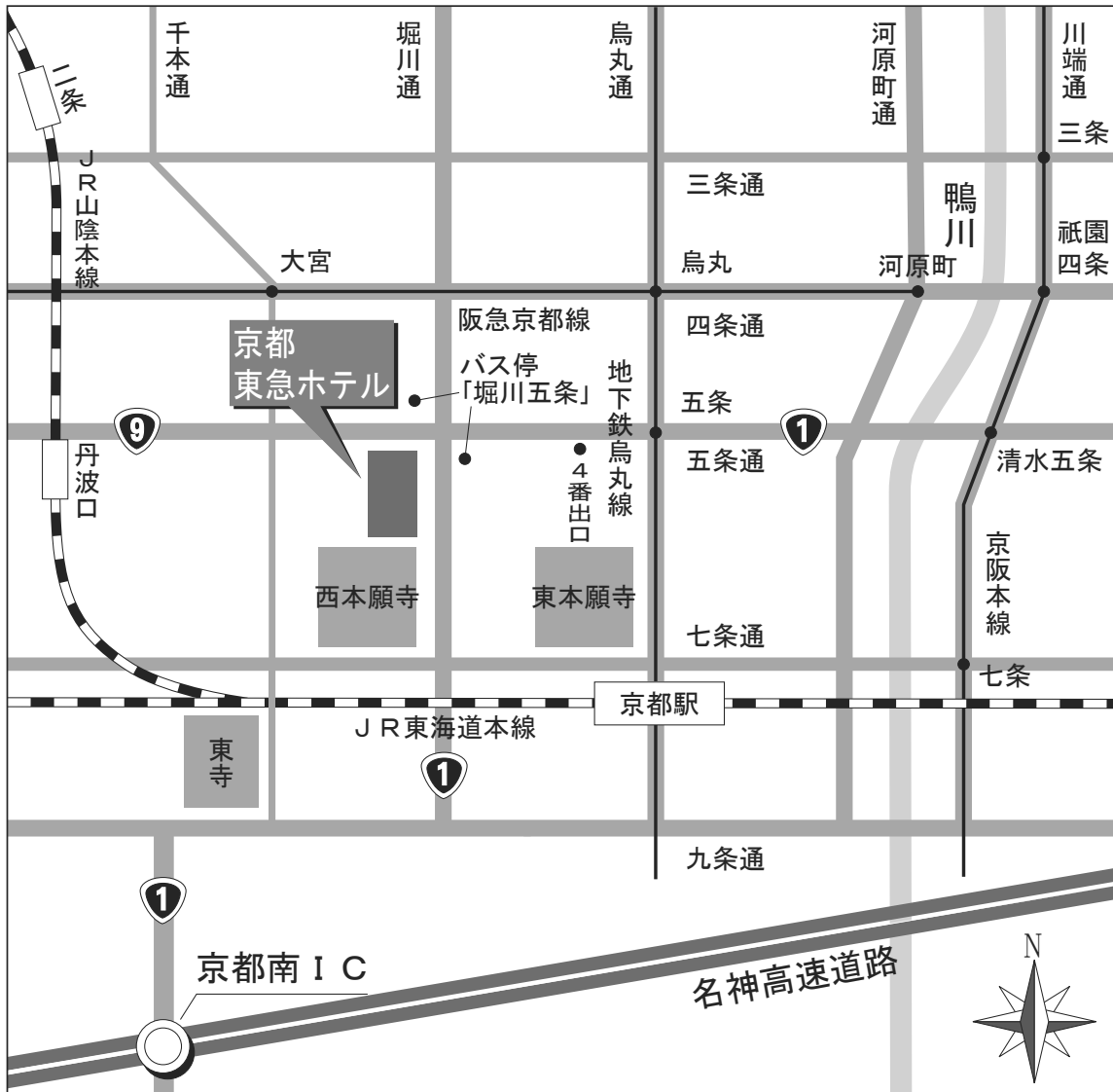
本制度の骨子につきましては、2018年11月12日付当社プレスリリース「役員に  
対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

京都市下京区堀川通五条下ル柿本町580番地

京都 東急ホテル 2階 葵の間



- ◎市バスをご利用の場合  
JR京都駅から9、28号系統に乗車  
「堀川五条」下車 南へ徒歩約5分
- ◎地下鉄をご利用の場合  
烏丸線「五条」駅下車 4番出口より徒歩約15分
- ◎阪急電鉄をご利用の場合  
京都線「大宮」駅下車⇒市バス28号系統に乗車  
「堀川五条」下車 西へ徒歩約3分
- ◎京都 東急ホテル 無料シャトルバスをご利用の場合  
JR京都駅八条口(新幹線口)より京都東急ホテルへ直行 約15分  
<https://www.tokyuhotels.co.jp/kyoto-h/access/index.html>